

令和7年度 東京都指定文化財の指定等について

(参考) 東京都文化財保護審議会の審議日程

- | | |
|-----------------------|---------------|
| (1) 総 会(諮問) | 令和7年12月23日(火) |
| (2) 第1部会(有形文化財) | 令和8年1月28日(水) |
| (3) 第2部会(無形文化財・民俗文化財) | 令和8年1月21日(水) |
| (4) 第3部会(史跡・名勝・天然記念物) | 令和8年1月26日(月) |
| (5) 総 会(答申) | 令和8年2月25日(水) |

令和8年2月25日

東京都教育委員会 殿

東京都文化財保護審議会会長
朝賀 浩



東京都指定有形文化財の指定等について

令和7年12月23日付7教地管第2257号で諮問のあった標記の件について、東京都文化財保護審議会で本日審議した結果、下記のとおり意見が一致したので答申します。

記

1 新たに指定すべきもの(1件)

東京都指定有形民俗文化財

東村山の押絵羽子板製作関連資料

2 既に指定しているものに追加し、名称変更すべきもの(2件)

(1) 東京都指定有形文化財(彫刻)

小河内神社所蔵の木彫像

十一面観音立像 1 軀

蔵王権現立像 5 軀

5 軀のうち1 軀は左肩断面に「弘安七年

五月 現長大悉□□」の墨書がある

男神立像 8 軀

神立像 1 軀

男神坐像 2 軀

騎馬神像 1 軀

女神坐像 2 軀

僧形像 2 軀

武人形立像 1 軀

天部形立像 2 軀

童子形立像 2 軀

尊名不詳像 4 軀

附 僧形立像 1 軀

尊名不詳像 3 軀

(2) 東京都指定有形文化財(典籍)

最勝王経巻釈

明徳5年浅草寺円月坊にて書写の奥書がある

新たに指定するもの(1件)

1. 東京都指定有形民俗文化財 東村山の押絵羽子板製作関連資料

既に指定しているものに追加し、名称変更するもの(2件)

1. 東京都指定有形文化財 (彫刻) 小河内神社所蔵の木彫像
- | | |
|---|-----|
| 十一面観音立像 | 1 軀 |
| 蔵王権現立像 | 5 軀 |
| 5 軀のうち 1 軀は左肩断面に
「弘安七年五月 現長大悉□□」
の墨書がある | |
| 男神立像 | 8 軀 |
| 神立像 | 1 軀 |

男神坐像	2 軀
騎馬神像	1 軀
女神坐像	2 軀
僧形像	2 軀
武人形立像	1 軀
天部形立像	2 軀
童子形立像	2 軀
尊名不詳像	4 軀
附 僧形立像	1 軀
尊名不詳像	3 軀

2. 東京都指定有形文化財（典籍）

最勝王経巻帙

明徳5年浅草寺円月坊にて書写の奥書がある

令和7年度指定文化財 1 新指定

1

名称
・
員数

ひがしむらやま おしえ は ご いたせいさくかんれんしりょう
東村山の押絵羽子板製作関連資料

19,912点

指定種別

都指定有形民俗文化財

所在地

東村山市諏訪町一丁目6番地3 東村山ふるさと歴史館

所有者

東村山市教育委員会

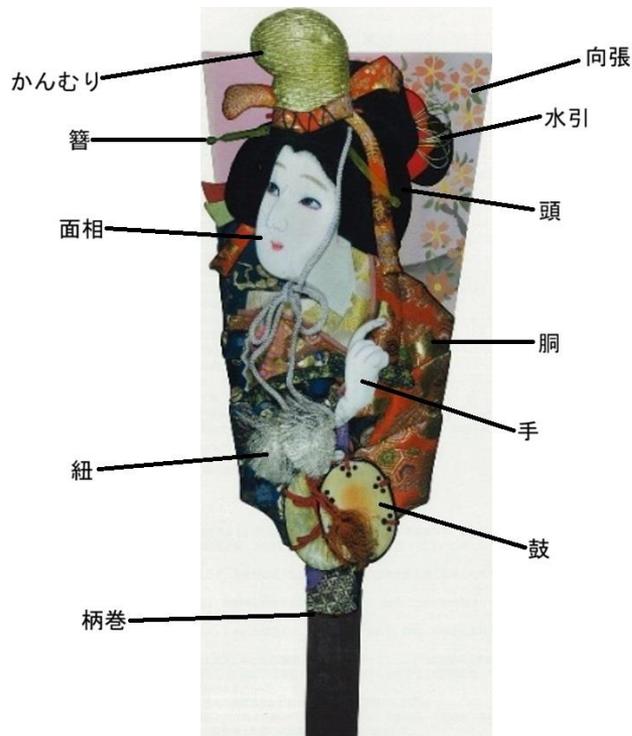
指定内容
・数量

下絵	788点
切型・切形	12,848点
押絵	3,971点
向張	225点
材料	1,950点
板	91点
完成品	39点



1 東京都指定有形民俗文化財

東村山の押絵羽子板製作関連資料



指定理由

- 羽子板を女兒の初正月に贈るといふ主に東日本に古くからあつた風習が、昭和初期から末期にかけて多摩地域を中心に大流行したといふ、都民の生活文化の特色を示すものとして重要である。
- 押絵羽子板の下絵から完成品まで全工程の資料が網羅されており、地域的な広がり、技術的な伝播、時代の流れに即した面相の変遷など、年中行事や風俗慣習との関連性を色濃く窺わせる、貴重な文化財である。

令和7年度指定文化財 2 追加指定及び名称変更

1	新名称 ・ 員数	おごうちじんじゃしょぞう もくちょうぞう 小河内神社所蔵の木彫像 31 軀	旧名称	もくぞうざおうごんげんりゅうぞう 木造蔵王権現立像
		じゅういちめんかんのりゅうぞう 十一面観音立像 1 軀	員数	1 軀
		ざおうごんげんりゅうぞう 蔵王権現立像 5 軀 5 軀のうち 1 軀は左肩断面 に「弘安七年五月 現長 大悉□□」の墨書がある	指定年月日	昭和31年3月3日 都重宝 昭和51年7月1日 条例改正に伴う種別名変更
		だんしんりゅうぞう 男神立像 8 軀	指定種別	都指定有形文化財 (彫刻)
		しんりゅうぞう 神立像 1 軀	所有者	宗教法人小河内神社
		だんしんざぞう 男神坐像 2 軀	所在地	西多摩郡奥多摩町河内149番地
きばしんぞう 騎馬神像 1 軀				
じょしんざぞう 女神坐像 2 軀				
そうぎょうぞう 僧形像 2 軀				
ぶじんぎょうりゅうぞう 武人形立像 1 軀				
てんぶぎょうりゅうぞう 天部形立像 2 軀				
どうじぎょうりゅうぞう 童子形立像 2 軀				
そんめいふしょうぞう 尊名不詳像 4 軀				
附 そうぎょうりゅうぞう 僧形立像 1 軀				
そんめいふしょうぞう 尊名不詳像 3 軀				

1 東京都指定有形文化財（彫刻）

小河内神社所蔵の木彫像



藏王権現立像



藏王権現立像



藏王権現立像



騎馬神像



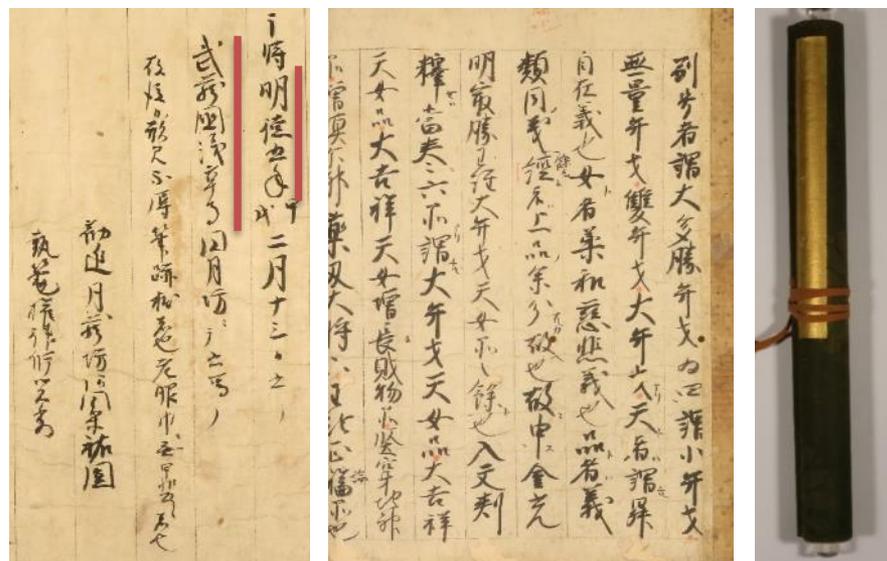
武人形立像

指定理由

- 水没以前の小河内における、平安時代以来の信仰の様相を伝える貴重な木彫像群であり、地域的特色をよく示すとともに、文化史上重要な資料である。
- 一括して指定することで、歴史的な変遷を追うことのできる資料となり、それによって西多摩地域の歴史的な位置づけを再評価できる資料となりえる。
- また、散逸を防ぐことにも繋がる。

令和7年度指定文化財 2 追加指定及び名称変更

2	新名称	さいしゅうおうきょうかんしゃく 最勝王経巻釈 明德五年浅草寺円月坊にて書写の奥書がある	旧名称	さいしゅうおうきょうかんしゃくざんかん 最勝王経巻釈残巻 明德五年浅草寺円月坊にて書写の奥書がある
	員数	3巻	員数 (既指定)	1巻
	指定年月日	昭和39年4月28日 都重宝 昭和51年7月1日 条例改正に伴う種別名変更		
	指定種別	都指定有形文化財 (典籍)		
	時代	明德5年(1394)		
	所有者	宗教法人浅草寺		
	所在地	台東区浅草 二丁目3番1号		



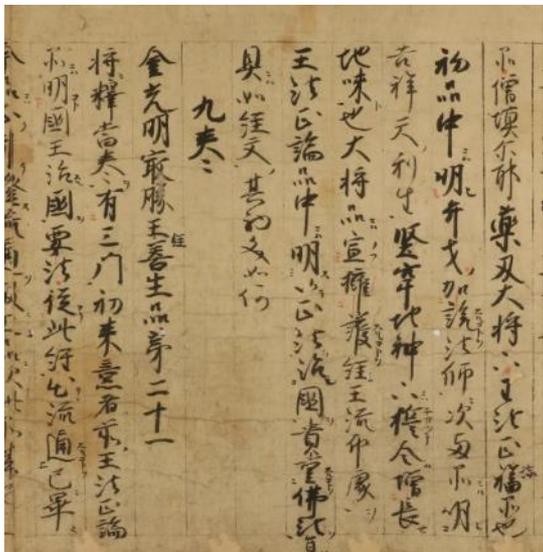
既指定巻の巻末に「明德五年」「武蔵国浅草寺」の記載がある

令和7年度指定文化財 2 追加指定及び名称変更

指定理由

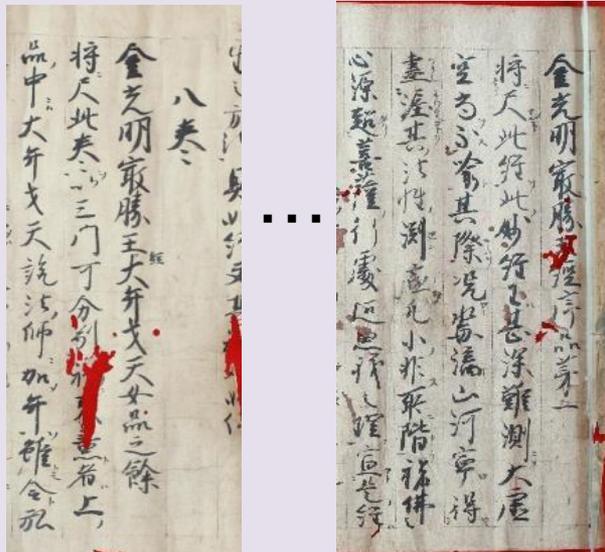
- ▶ 本文化財は、「室町時代に浅草寺で最勝講が行われたことを示すとともに、浅草寺の名を記した古文献として貴重である」として昭和39年に都重宝に指定された。
- ▶ 本作と同じ文言の文献は現時点では他に確認されておらず、他に類例のない釈文を巻頭から巻末まで揃った完本として読むことができるのは大変貴重である。
- ▶ 今回の追加指定によって、「残巻」が完本となり、本文化財の資料的な重要性が増すことは意義深い。

既指定「最勝王経巻釈残巻」



「八巻」の途中から始まる

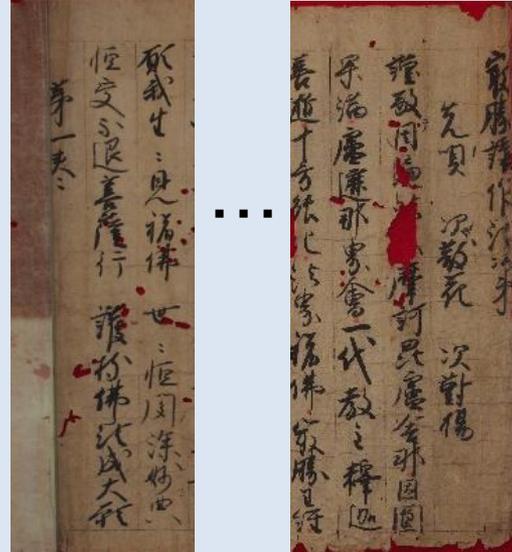
第2巻



「八巻」の途中までで終わる

「金光明最勝王経序品第一」と「第一巻」の続きから始まる

第1巻



巻末に「第一巻」とあり、新出部分第2巻に続く

巻頭に「先明次敬花次對揚」と法会の次第が示される

第二十三号議案

令和七年度東京都指定文化財の指定等について

東京都文化財保護条例（昭和五十一年東京都条例第二十五号）第四条及び第二十六条の規定に基づき、次のとおり東京都指定有形文化財等の指定等を行う。

令和八年三月五日

東京都教育委員会

一 新たに指定するもの

種 別

名称、員数、所在地、指定区域等

所有者

東京都指定有形民俗文化財

東村山の押絵羽子板製作関連資料
ひがしむらやま おしえはごいたせいさくかんれんしりょう
一万九千九百十二点

東村山市教育委員会

東村山市諏訪町一丁目六番地三

東村山ふるさと歴史館

二 既に指定しているものに追加し、名称変更するもの

種 別

名称、員数、所在地、指定区域等

所有者

東京都指定有形文化財

小河内神社所蔵の木彫像
おごうちじんじやしよぞう もくちようぞう

宗教法人小河内神社

(彫刻)

三十一軀

十一面観音立像
じゅういちめんかんのんりゅうぞう

一 軀

蔵王権現立像
ざおうごんげんりゅうぞう

五 軀

五軀のうち一軀は左肩断面に

「弘安七年五月 現長大悉□

□」の墨書がある

最勝王経卷釈さいしやうおうえきやうかんしやく

宗教法人浅草寺

西多摩郡奥多摩町河内一四九番地

(旧「木造蔵王権現立像」)

男神立像だんしんりゆうざう

八軀

神立像しんりゆうざう

一軀

男神坐像だんしんざざう

二軀

騎馬神像きばしんざう

一軀

女神坐像じよしんざざう

二軀

僧形像そうぎやうざう

二軀

武人形立像ぶじんぎやうりゆうざう

一軀

天部形立像てんぶぎやうりゆうざう

二軀

童子形立像どうじぎやうりゆうざう

二軀

尊名不詳像そんめいふしやうざう

四軀

附 僧形立像そうぎやうりゆうざう

一軀

尊名不詳像そんめいふしやうざう

三軀

(典籍)

三卷

明徳五年浅草寺円月坊にて書写
の奥書がある

台東区浅草二丁目三番一号

(旧「最勝王経巻積残巻

明徳五年浅草寺円月坊にて書写
の奥書がある」)

(提案理由)

東京都文化財保護審議会の答申を受けて、令和七年度東京都指定文化財の指定等を行う。

参 考

東京都文化財保護審議会委員名簿

任 期： 令和6年12月1日～令和8年11月30日

氏名	所属		部会分野
☆伊 藤 裕 久 <small>い とう ひろ ひさ</small>	東京理科大学名誉教授・嘱託教授	第一部会	建造物
小 沢 朝 江 <small>お ざわ あさ え</small>	東海大学教授		建造物
山 崎 鯛 介 <small>やま ざき たい すけ</small>	東京科学大学博物館副館長・教授		建造物
◎朝 賀 浩 <small>あさ か ひろし</small>	独立行政法人国立文化財機構皇居三の丸尚蔵館特任研究員		絵画
岩 佐 光 晴 <small>いわ さ みつ はる</small>	成城大学教授		彫刻
三 野 行 徳 <small>み の ゆき のり</small>	昭和女子大学准教授・光葉博物館館長		古文書
岩 橋 清 美 <small>いわ はし きよ み</small>	國學院大學教授		歴史資料
遠 藤 ゆり子 <small>えん どう 藤 ゆりこ</small>	淑徳大学教授		歴史資料
石 井 美 恵 <small>いし い み え</small>	佐賀大学教授	第二部会	工芸技術
黒 川 廣 子 <small>くろ かわ ひろ こ</small>	東京藝術大学大学美術館長・教授		工芸技術
神 かほり <small>じん かほり</small>	神奈川大学日本常民文化研究所客員研究員		民俗
山 崎 祐 子 <small>やま ざき ゆう こ</small>	一般財団法人宮本記念財団理事		民俗
☆宮 田 繁 幸 <small>みや た しげ ゆき</small>	東京福祉大学・大学院留学生教育センター特任教授		民俗芸能
岩 淵 令 治 <small>いわ ぶち れい じ</small>	学習院女子大学教授	第三部会	史跡
川 尻 秋 生 <small>かわ じり あき お</small>	早稲田大学文学学術院教授		史跡
☆鈴 木 淳 <small>すず き じゅん</small>	東京大学大学院教授		史跡
黒 田 乃 生 <small>くろ だ の ぶ</small>	筑波大学教授		名勝
服 部 勉 <small>はっ どり つとむ</small>	東京農業大学教授		名勝
浜 田 晋 介 <small>はま だ しん すけ</small>	日本大学特任教授		埋蔵文化財
○御堂島 正 <small>みどうしま ただし</small>	大正大学名誉教授・特遇教授		埋蔵文化財

◎会長 ○副会長 ☆部会長